

# 平成31年度活動方針及び事業計画

## 第1 活動方針

次代の北海道を担う青少年が、心身ともに健やかに成長することは道民すべての願いです。

当協会は、昭和41年の設立以来、青少年の非行を防止するとともに、青少年健全育成の環境づくりを進めるため、青少年育成道民運動を展開してまいりました。

平成31年は、5月1日より新元号となり、新しい時代を迎えることとなりますが、青少年を取り巻く状況は、いじめや不登校、児童虐待、スマートフォンの利用に伴うトラブルや被害の増加、ニートなど若者の社会的自立の遅れや子どもの貧困問題、少年による重大事件の発生など、憂慮すべき様々な問題が生じており、その背景には少子・高齢化や核家族化、高度情報化の進展、就業形態の多様化等による家庭や地域の教育力の低下など様々な要因が複雑に絡み合っております。

このため、次代を担う青少年の育成には、社会全体の責務として、行政や学校関係者を始め関係機関・団体、企業、NPOなど様々な立場からの取り組みが必要であり、また、そうした活動が相互に連携しあうことが大切です。そして、全ての道民が青少年の問題について関心を持ち、「青少年は地域から育む」という意識を持って運動に参画し、支援していくことが重要です。

当協会は、本道の青少年育成運動の推進を担う立場から、官民それぞれの活動との連携を一層推進し、道民の理解と協力を広く呼びかけ、青少年の育成支援のための取り組みが、全道で更に幅広く力強いものとなっていくよう取り組んでまいります。

平成31年度においては、こうした方向性のもとに、従来から進めてきた各種の事業を積極的に推進するとともに、引き続き、次の3点を重点方針として、青少年育成運動を展開します。

### 重点方針

#### 1 青少年育成住民運動の促進

青少年育成運動推進指導員や市町村民会議などへの情報提供や研修機会の充実を図り、住民運動の促進に努めます。

#### 2 青少年を社会全体で育成・支援する環境づくりの推進

青少年育成・支援への理解と取り組みが全道に広がっていくよう、関係機関・団体との連携・協力により各種情報の発信や「道民家庭の日」の普及促進、協賛店の拡大に努めます。

#### 3 青少年の主体的な社会参加・体験活動の促進

北海道青少年基金などの活用により、道内各地における青少年による社会参加や体験活動の取組や、青年の地域における実践活動の支援に努めます。

## 第2 事業計画

### 1 青少年育成住民運動の促進

青少年の健全な育成を図る住民運動を効果的に推進するため、全道に青少年育成運動推進指導員を配置するとともに、地域関係者との合同会議を開催するなどして、住民の理解を深め、地域ぐるみの運動を促進する。

#### (1) 北海道青少年育成運動推進指導員の配置

全道各市町村や(総合)振興局に計238名を配置し、住民に対する啓発や地域の団体活動の連携を促進する。

#### (2) 青少年育成地域合同会議の開催(北海道との共催事業)

ア 開催期日 平成31年5月中旬～6月下旬

イ 開催場所 (総合)振興局単位(14会場)

ウ 対象者 推進指導員、市町村民会議関係者、市町村青少年行政担当者



#### (3) 青少年育成市町村民会議等との連携強化

地域における運動の中核である青少年育成市町村民会議(平成30年度末現在68市町村設置)の結成促進に努めるとともに、市町村民会議や地域の各種団体との連携を強化する。各市町村民会議の活動状況を当協会ホームページなどで情報提供し、運動の活性化を図るほか、市町村民会議に対する活動状況調査を実施する。(3年毎)

#### (4) 青少年問題を考える地域懇話会の開催

青少年育成市町村民会議等と連携して、青少年問題についての有識者と地域の活動関係者等による懇話会を開催し、地域の青少年問題への理解を深めるとともに、活動の活性化を図る。

ア 共催 青少年育成市町村民会議等

イ 開催時期 未定

ウ 開催場所 枝幸町、大樹町



## 2 青少年を社会全体で育成・支援する環境づくりの推進

各種啓発活動を通じ青少年問題についての人々の理解を深め、青少年の健全な育成について、社会全体が取り組む環境づくりを進める。

#### (1) 北海道青少年育成大会の開催(北海道・(独)国立青少年教育振興機構との共催事業)

青少年育成関係者が一堂に会して、青少年健全育成成功労者等の表彰と、青少年を取り巻く諸問題について認識を深めるための基調講演を行うほか、「少年の主張」全道大会を併せて開催する。

- ア 開催時期 平成31年9月5日（木）
- イ 開催場所 札幌市 かでる2・7（道民活動センター）
- ウ 参集範囲 青少年育成関係者など 約500名
- エ 主な内容 青少年健全育成成功労者等の表彰、  
基調講演、「少年の主張」全道大会など



(2) 青少年育成運動活性化研究協議会の開催

青少年育成運動推進指導員をはじめ、道内各地における関係者やボランティアを対象として、運動の現状や課題、今後の進め方についての共通理解や認識を深め、地域における住民運動の活性化を図る。

- ア 開催時期 平成31年11月8日（金）
- イ 開催場所 札幌市 かでる2・7（道民活動センター）
- ウ 参集範囲 推進指導員、市町村民会議役員、  
地区青少年育成委員など 約200名
- エ 主な内容 基調講演、分科会協議など



(3) 明るい家庭づくり道民運動の推進

平成12年度に制定した「道民家庭の日」（毎月第3日曜日）の取組が、今年20年目を迎え、各種関連事業を活用し、より一層の推進に努めるほか、青少年育成運動推進指導員や道、市町村などの関係機関・団体と一体となって普及促進を図る。

（運動推進市町村 157市町村（平成30年度現在））

- ア 広報啓発資材の作成配付、ホームページの開設
- イ 市町村に対する広報紙等への掲載要請等（地域合同会議の場等で要請）
- ウ 青少年育成運動推進指導員による各種会合等での普及啓発等
- エ 家族ふれあい優待制度の普及（協賛店（平成30年度末 現在540店）の拡大）
- オ 「道民家庭の日」絵画コンクールの実施及び入賞作品展（道庁・（総合）振興局）の開催や、入賞作品を活用したカレンダーの作成・配付
- カ イメージキャラクター“ほーほーくん”を活用した道等の協力による「道民家庭の日」街頭啓発の実施（平成31年4月～平成32年3月（予定）/ JR札幌駅ほか）
- キ 各種イベント・行事等への積極的な参加による広報活動



(4) 青少年を非行・被害から守る環境づくりの推進

ア 関係団体と協力した街頭啓発活動の実施

7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(国)及び「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」(道)、11月の「子供・若者育成支援強調月間」(国)と連動し、街頭啓発を実施する。

イ 麻薬覚せい剤乱用防止活動の推進(キャンペーンビデオ「DRUG」の貸出)

ウ 未成年者の飲酒・喫煙防止活動の促進(各種会議での協議等)

エ 有害情報から青少年を守る活動の推進

道や学校関係者、情報通信企業等により構成する北海道青少年有害情報対策実行委員会などの一員として、インターネットや携帯電話による有害情報から青少年を守るため、各種啓発活動を進める。

(5) 「大人が変われば、子どもも変わる」運動の推進

青少年問題は、親・大人・社会のあり様が反映したものであり、青少年育成に対する親・大人・社会の意識啓発の促進が重要であることから、啓発資料の配付や他事業と連動させ、運動を推進する。

(6) 「北海道青少年のための200冊」の選定推奨

青少年のための優良図書の普及のため、関係団体の協力を得て「北海道青少年のための200冊」を選定し、目録や啓発ポスターを作成して幼稚園や小中学校、高校など関係方面に配付するとともに、読書感想文コンクールなどに協力する。(200冊目録の利用状況調査を実施予定)



(7) 青少年育成関係団体懇談会の開催

道内の青少年育成関係団体が参集し、相互の活動の連携協力や青少年の健全育成運動の効果的な促進について、意見交換や協議を行う。

(8) 広報活動の推進

青少年育成運動に対する理解と関心を高めるため、機関誌、リーフレット、ポスター等各種資料の作成・配付やホームページを活用した広報活動、さらには講師の派遣を行う。

ア 各種資料

- ・機関誌「育む」の発行(年2回)
- ・明るい家庭づくり啓発カレンダー、青少年健全育成に係る各種リーフレット等の作成
- ・ホームページを活用した広報の実施

イ 講師の派遣

(総合)振興局、市町村、育成団体が開催する研修会等に講師を派遣(斡旋)する。

### 3 青少年の主体的な社会参加・体験活動の促進

青少年が自立した健全な社会人として成長するよう、青少年の社会参加・体験活動を促進し、青年の地域における実践活動の支援に取り組む。

#### (1) 青少年の社会参加・体験活動等への支援(北海道青少年基金事業)

青少年の社会参加・ボランティア活動、体験活動を助長するため、青少年基金の運用益を活用し、助成事業を行うとともに、顕彰事業を行う。

また、基金については、引き続き企業、団体等に対し募金の協力要請を行うほか、各種大会等における募金活動や成人記念募金の実施など基金の拡充に努めるとともに、適切な運用を図る。

##### ア 助成事業

青少年団体・グループ及び青少年育成団体等が行う交流・体験活動事業、社会貢献活動事業、文化・スポーツ活動事業、国際交流事業などの社会参加・体験活動に対して、助成金を交付する。(44団体)

##### イ 顕彰事業

他の範となる優良青少年、団体を顕彰する。(2件)



#### (2) 北海道青年活動元気づくりプロジェクト事業の推進

青年が、地域活動の実践を通じ、自らの能力の開発・向上と仲間づくりを進めることを支援し、地域の中核的人材や担い手として成長することを促進するため、青年の地域における実践活動に助成するとともに、活動の支援を行う。

##### ア 「元気づくりプロジェクト」助成事業

青年団体・グループが行う地域の安全・安心を高める活動、子どもの体験活動を広げる活動、障害者や高齢者などの生活支援を進める活動、地場産品や地域資源の活用による産業おこしを進める活動等に対して、助成金を交付する。(3件)

##### イ 青年活動元気づくり実践セミナーの開催 ((一財)北海道青年会館との共催)

青年が地域活動の活性化のための課題や今後の進め方などの実践的なノウハウを学ぶとともに、地域間の青年のネットワークづくりを促進するためのセミナーを開催する。

- ・内 容 講話、演習、意見交流等
- ・開催場所 札幌市 北海道青年会館



#### 4 国や中央団体等との連携

(1) 国及び中央団体との連携による関連事業の推進

内閣府主催の「子供・若者育成支援のための地域連携推進事業」における中央研修大会(東京都)や北海道・東北ブロック研修会(宮城県)、青年リーダー研修会(東京都)に青少年育成運動推進指導員等を参加させるとともに、独立行政法人国立青少年教育振興機構との連携により「少年の主張」全道大会を開催する。

また、当協会も参加する「全国青少年育成県民会議連合会」において、他県民会議との情報交換や連携協力を図りながら、青少年の健全育成のための活動を推進する。

(2) 事務局業務の受託

北海道児童館連絡協議会の事務局業務を受託する。

#### 5 法人運営の的確な推進

(1) 賛助会員の確保

道からの補助金が減額される中で、公益法人としての的確な法人運営を確保し、長期的に安定した青少年育成運動を進めるためには、自主財源の確保が不可欠であることから、引き続き各種の機会を捉え、個人・企業・団体を含めた賛助会員の募集に努める。

(2) 諸会議の開催

理事会(年2回)、評議員会(年1回)、基金管理運営委員会(年2回)